

## 決算審査で審査する事業の選定方法について

### 1 見直しの内容

主査会において、決算審査で報告する事業の選定に関して、議会として関与すべきとの指摘があり、今年3月に開催した決算審査特別委員会において、次のとおり決定した。

#### 《決算審査の対象事業の選定方法》

事前に執行部から、審査対象の決算年度の全ての事業、そのうち決算審査で報告予定の事業がどれかがわかる一覧資料を提出していただき、当該年度の議案説明資料等を参考に各分科会において確認し、必要に応じて報告事業の追加等を依頼することとなった。

その際、審査に要する時間や執行部の負担を配慮し、事業量が過大とならないよう主査が一定の調整をすることとなった。

### 2 具体的な事業の選定方法について

次のとおり各分科会において追加事業の意見照会及び調整を実施することとする。

- ① 本日、本委員会終了後、各分科会（公営企業分科会以外<sup>※</sup>）を開催していただき、主査から各委員に対して、追加又は削除を希望する事業の意見照会を行うとともに、意見の調整方法（集まって協議 or 主査一任など）を協議する。

※公営企業分科会は全ての実施事業を報告予定のため開催の必要なし

- ② 各委員は、議案説明資料等を参考に事業の追加又は削除の希望の有無を確認し、希望する理由を付して7月6日（火）までに回答する（所属分科会に係る事業のみ）。

- ③ 回答を受けて、審査時間や執行部の負担等が過大とならないよう主査が一定の調整を行い、7月9日頃までには執行部に対して追加・削除希望事業を伝達する。

（6/16 主査会では、各分科会で追加又は削除した結果、純増となる事業数の目安として、10事業程度までという結論が示された。）

#### 【本委員会終了後の各分科会開催場所】

分科会名	開催場所
総務教育分科会	第1委員会室
福祉生活分科会	第2委員会室
農林水産商工分科会	第3委員会室
地域づくり県土警察分科会	第4委員会室
公営企業分科会	開催しない（全ての実施事業を報告予定のため）